

新型コロナウイルス感染症 国の「緊急事態宣言」期間延長に伴う飛騨市の対応

令和3年9月9日に岐阜県の緊急事態宣言の期間が延長されました。これにより、新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止措置が引き続き取られることとなり、飛騨市もその対象となりましたので、その内容を市民及び事業者の皆さまにお知らせいたします。

※下線部が前回からの変更点です。

対応期間 8月27日（金）～9月30日（木）

1. 市民の皆様へのお願い

(1) 基本的な感染防止対策の徹底継続

- **基本的な感染対策（マスク着用、手指衛生、密回避）の徹底**を継続してお願いします。
- 職場や学校、家族内で**発熱等体調不良時は全ての行動をストップ**し、周りの方の健康状態の確認をお願いします。
- 岐阜県が発表した感染者の行動歴（参考資料1）を踏まえ、特に親から子への家族内感染に十分注意をお願いします。
- 人との距離は、できるだけ2m、最低でも1mの確保をお願いします。
- **ワクチンを接種されても決して油断せず、基本的な感染対策の徹底**をお願いします。
- マスクは、効果の高い不織布などのマスク着用をお願いします。
- 現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

(2) 移動について

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**をお願いします。

- 特に
 - ・ 20 時以降の不要不急の外出は自粛してください。
 - ・ 外出する必要がある場合でも、同居家族以外と一緒の行動は控え、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えてください。
- **不要不急の帰省や旅行、出張など都道府県間の移動は極力控えてください。**どうしても避けられない場合は、感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けてください。（他の地域への感染を防止するため）
- なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な外出は差し支えありませんが、できるだけ頻度を減らしてください。

(3) 飲食について

- **自宅を含めて、大人数・長時間での飲食の自粛**をお願いします。深酒をせず、大声を出さず、マスク飲食の徹底をお願いします。
- 同居家族も含め、バーベキューは、たとえ屋外や自宅の庭等であっても、感染事例が大変多いことから、自粛をお願いします。
- 路上、公園、キャンプ場などにおける集団での飲酒は自粛をお願いします。

2. 事業者・団体の皆さまへのお願い

(1) 飲食店・施設への制限

- **酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む）は、休業が要請**されています。
- 上記以外の飲食店に対しては、20 時までの営業時間短縮が要請されています。ただし、宅配、テイクアウトを除きます。
- 上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、最大 30 万円の過料が課せられる場合があります。（上記いずれも、感染リスクの高い飲食の場を避けるため）

(2) 店舗等への要請

- 入場者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入店の禁止、会話等の飛沫による感染防止対策（アクリル板の設置や利用者の距離の確保等）の実施をお願いします。（感染リスクの高い飲食の場を避けるため）
- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

(3) 催し物・イベントの開催制限

- 開催は21時までとし、「収容率50%」「人数上限5千人」のいずれか小さい方を限度としてください。併せて、開催にあたっては、催し物前後の「三つの密」や飲食を回避するための対策を徹底してください。（人の流れを抑制するため）

(4) 職場における感染対策の徹底

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指し、できるところからの取り組みをお願いします。（人の流れを抑制するため）
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。（20時以降の不要不急の外出自粛を徹底するため）
- 時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを進めてください。
- 職場における感染対策を徹底してください。特に休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止、集団での昼食の回避などを徹底してください。
- 二酸化炭素濃度測定器の設置を推進し、換気の状態を常に確認してください。

3. 市の対応

(1) 市有施設の閉館等

- **特措法に基づき、県から市立施設等の休館、休園を要請されたことを踏まえ、下記のとおり対応**します。（施設別の対応は別紙のとおり）
 - ① 休館
 - ② 新規予約停止（既存予約は自粛要請）
 - ③ 時間短縮
 - ④ 通常どおり開館

(2) 小中学校・スポーツ少年団

- 授業・活動については、これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり行いま

す。

- 学校行事は以下のとおり対応します。
 - ・ 運動会・体育祭は、地域や学校の実情に応じて対応を判断します。
 - ・ 修学旅行や校外行事（食事を伴うもの、施設を訪問するもの）は、延期します。
- 中学校部活動は、次につながる大会等がない場合、原則、部活動を休止します。
- スポーツ少年団等の団体活動は、原則休止します。

(3) 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・放課後等デイサービス等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(4) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(5) イベント・スポーツ大会等

- 休館・休園する施設における市及び関連団体主催のイベント等については、全て中止または延期します。
- 指定管理施設におけるイベント等については、上記「2（3）催し物・イベントの開催制限」の基準を守って実施していただくよう指定管理者等に要請します。